

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年9月15日)

〔件 名〕

- 1 鳥取砂丘西側整備におけるこどもの国キャンプ場の検討状況・鳥取市との連携について  
(緑豊かな自然課)・・・2
- 2 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認の概要について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・3
- 3 県営住宅におけるIoTを活用した高齢者の見守り・緊急通報サービスの試験運用開始について  
(住まいまちづくり課)・・・4
- 4 「盛土等安全確保アドバイザー」会議(第2回)の開催結果について  
(住まいまちづくり課)・・・5

生活環境部

# 鳥取砂丘西側整備におけるこどもの国キャンプ場の検討状況・鳥取市との連携について

令和3年9月15日  
子育て王国課  
緑豊かな自然課

鳥取砂丘西側エリアの滞在型観光施設の整備に向けて、こどもの国キャンプ場と鳥取市所管施設（柳茶屋キャンプ場・サイクリングターミナル）について、民間活力を導入し一体的に整備する方向で、事業者の公募に向けた鳥取市との協議・検討を進めることとしています。

また、この砂丘西側整備を機に、鳥取砂丘の持続可能な観光振興、活性化及び保全に向けて鳥取市と地方自治法第252条の2に基づく連携協約の締結を検討しますので、その概要を報告します。

## 1 鳥取砂丘西側整備方針等

### (1) サウンディング型市場調査の結果

- ・鳥取砂丘という立地を活かして対象施設を一体的に活用した展開は十分に可能であり、砂丘の他の事業者等との連携による波及効果、地元企業の参入が期待できる。
- ・両キャンプ場の距離やアクセス、こどもの国との管理区分等の課題がある。
- ・事業者募集にあたっての条件や施設整備等、県・市で協議調整の上で事業実施が必要である。

### (2) 施設の活用案

こどもの国キャンプ場・柳茶屋キャンプ場・サイクリングターミナルの3施設を一体的に活用し、キャンプ・グランピングを中心とした施設とする。

＜その他西側施設の活用案＞

アウトドアアクティビティ・サイクリングの拠点、青少年の宿泊・砂丘に関する学習、こどもの国と連携した取組、アクティビティ団体との連携、砂丘の保全活動、星空観察

### (3) 見込まれる効果

西側施設の一体整備により、波及効果による周辺施設の利用者の増加を見込み、こどもの国も利用者増加が期待できる。

### (4) 公募に向けた検討事項

こどもの国キャンプ場と市の柳茶屋キャンプ場の一体利用を図るための整備  
(その他、両キャンプ場間のアクセス、各施設の事前整備及び道路等周辺の整備等)

## 2 鳥取市との連携協約に向けた検討

### (1) 目的

鳥取砂丘エリア全体の観光振興、活性化及び保全に向けて、県と市で一体的に継続した事業運営・事業実施を行う。また、観光振興及び活性化の取組を県と市で連携・共同して取り組むことで、コスト削減につながる。

### (2) 期待される効果

- ① 西側エリアの整備による東側エリアへの波及効果
  - ・新たな西側機能を活かしながら、東側のアクティビティ拠点や砂の美術館等との連携を一体的に検討することで、観光資源としての魅力が向上し、人流創出や滞在期間の長期化などを生み出し砂丘全体の発展につながる。
- ② 砂丘観光全体の上質化
  - ・「鳥取砂丘エリア国立公園利用拠点計画」に基づく砂丘全体の景観改善の推進
- ③ 多様な関係者との連携強化
  - ・鳥取砂丘未来会議を通じて砂丘の保護・活用の両面において多様な関係者の参画を得ており、協約という持続的な協力関係の中で引き続き関係者の協力を得て砂丘振興を推進することができる。
- ④ アフターコロナを見据えた砂丘地域全体の磨き上げ
  - ・リゾートホテルの整備を控える中で、景観の改善を図りつつ、砂丘の自然環境を活かしたツーリズムやアクティビティの充実を進めるなど砂丘地域の磨き上げにつながる。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年10月	連携協約に向けた県・市合同の検討会開催
令和3年11月	連携協約を議会へ提案
令和4年1月～	事業者の公募開始（審査を経て令和4年春に事業者と契約締結）
令和5年春	キャンプ場リニューアルオープン

# 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認の概要について

令和3年9月15日  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

令和4年に実施予定の世界ジオパーク再認定審査（以下「世界審査」という。）に向けた日本ジオパーク委員会の事前確認が行われたので、その概要を報告する。

1 事前確認日程 令和3年8月28日（土）～8月30日（月）（3日間）

2 実施方法 オンライン形式

### 3 審査員

島原半島ジオパーク協議会事務局 次長 大野 希一（おおの まれかず）氏  
群馬県立自然史博物館地学研究係 副主幹 菅原 久誠（すがわら ひさなり）氏

### 4 事前確認の結果

- (1) 予定していた全ての施設、事業者等のオンライン形式による調査を終了した。
- (2) 緊急事態宣言解除後に、審査員による現地確認も実施されることとなったため、現時点での正式な見解はない。

※事前確認：令和2年6月から日本ジオパーク委員会としての認定審査は廃止され、翌年の世界審査に向けた確認・助言の場となっている。

### 5 今後の予定

令和3年9月下旬 日本ジオパーク委員会開催（事前確認結果**中間報告**）

※緊急事態宣言解除後、**最終報告**までに現地調査

候補地：鳥取砂丘ビジターセンター（施設整備）、玄武洞（石の販売）

新温泉町ジオパーク館（前回指摘事項の対応状況） など

令和4年1月 日本ジオパーク委員会開催（事前確認結果**最終報告**）

## 【参考】

### 1 日程の概略

(1) 8月28日（土）

- ①山陰海岸ジオパーク推進協議会による概略説明
- ②鳥取市（鳥取市あおや郷土館、鳥取砂丘ビジターセンター・鳥取大学乾燥地研究センター）
- ③岩美町（山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）
- ④新温泉町（山陰海岸ジオパーク館）
- ⑤香美町（余部鉄橋「空の駅」）

(2) 8月29日（日）

- ①豊岡市（神鍋高原、コウノトリ文化館、玄武洞、日和山観光、竹野スノーケルセンター）
- ②京丹後市（トレイルバスツアー、海・山・里・食の体験プロジェクト（龍宮プロジェクト））

(3) 8月30日（月）

- ①関貫山陰海岸ジオパーク推進協議会会長（豊岡市長）面談
- ②山陰海岸ジオパーク推進協議会各部会ヒアリング、事業者（観光、アクティビティ等）によるプレゼンテーション、自己評価表チェックなど

### 2 事前確認のポイント

(1) ユネスコ世界ジオパーク委員会報告書（前回（平成30年）世界審査）の指摘事項に対する取組状況

- ・鳥取砂丘の過去の気候変動の解明等に係る調査研究成果の展示
- ・余部鉄橋「空の駅」での鉄道や地球の歴史等に関する看板設置
- ・玄武洞の地球磁場の役割や地磁気逆転に関する科学的知見の看板設置
- ・民間事業者等とのパートナーシップ協定の締結、連携による新商品開発 など

(2) 前回の世界審査以降の新しい取組の紹介

- ・鳥取砂丘ビジターセンターの整備、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の施設拡充（デジタルサイネージ、岩石庭園ほか）、山陰海岸ジオパークトレイルの全線開通と京丹後市における旅行商品造成、湯村温泉朝野屋の荒湯ガイド・神鍋高原での自然体験（ともに内陸部での活動）など

# 県営住宅におけるIoTを活用した高齢者の見守り・緊急通報サービスの試験運用開始について

令和3年9月15日  
住まいまちづくり課

県営住宅永江団地（以下「永江団地」という。）をモデルに米子市と連携して進めていた、IoTを活用した高齢者の見守り・緊急通報システムの開発が完了し、社会福祉法人こうほうえん（以下「こうほうえん」という。）との連携により永江団地の単身高齢者世帯を対象に試験運用を開始したので、報告する。

## 1 事業の背景

- 近年、県営住宅では入居者の高齢化（65歳以上の単身高齢者世帯：27.7%）とともに孤独死が増加しており、県福祉部局において希望する高齢者に対して民生委員による見守りを行っているが、こうした仕組みだけでは、急な体調の異変に対応することが困難である。
- 永江団地では、団地の高齢者の生活支援及び周辺地区の活性化を目的に、県とこうほうえんが令和2年6月1日に協定を締結し、高齢者の見守りや生活相談の対応等を委託していることから、当該団地においてこうほうえんに見守り事業者となっただき、モデル事業を実施することとした。

## 2 見守り・緊急通報サービスの概要

### (1) システムの概要

- 住戸内に人感センサー付き専用端末（タッチパネル式モニター）を設置し、入居者には腕時計型のウェアラブル端末（※）を装着してもらい、体調等の異変を感知する。（健康管理、フレイル対策にも活用可能）  
※ウェアラブル端末で測定できる項目：脈拍数、体温、血中酸素飽和度、歩数、睡眠度、消費カロリー
- 異変を感知した場合は、専用端末からクラウドサーバーを経由して、県が委託した見守り事業者（こうほうえん）に緊急通報メールが配信され、メールを受信したこうほうえんが電話、かけつけ等により安否確認を行う。

### (2) 緊急通報の条件

- ア 人感センサーが12時間以上、動作を感知しなかった場合
- イ 火災警報器の警報音を感知した場合
- ウ 脈拍数が60回/分以下※の場合
- エ 血中酸素飽和度（SP02）が90%以下※の場合



ウェアラブル端末

専用端末

※通報の条件となる値については、初期設定時に利用者ごとに実測し、個人差を勘案して調整を行う。

### (3) 月額使用料

550円（税込） ※試行期間中（令和3年9月から1年間）は県が使用料を負担

### <システムイメージ図>



## 3 見守り・緊急通報サービスの実施状況

- 設置希望があった単身高齢者11世帯の住戸内において、9月2日～10日に専用端末を順次設置し、設置が完了した住戸から運用を開始している。
- まだ緊急通報を発した事例は無いが、利用者から「見守りサービスの利用により安心感が得られる」、「見守りだけでなく、歩数や睡眠度合なども確認できるので、健康づくりにも役立てたい」といった声をいただいている。
- 今後、本モデル事業における成果を検証しながら、他の県営住宅等への普及についても検討していく。

## 「盛土等安全確保アドバイザー」会議（第2回）の開催結果について

令和3年9月15日  
住まいまちづくり課・技術企画課

盛土、切土（以下「盛土等」）の施工及び斜面地における工作物の設置を規制する条例の制定に向け、第2回アドバイザー会議を開催し、条例による規制内容、技術基準等について検討したので、その概要を報告する。

### 1 条例の検討案

#### (1) 盛土等及び工作物設置の許可制度

盛土等の施工及び斜面地における工作物の設置を行う場合に遵守すべき技術基準を定め、一定規模以上の行為を行う場合は、知事の許可を必要とする。

##### ①許可の対象とする行為

盛土等の施工	面積2,000㎡以上、かつ高さ1m以上の盛土等（残土処分場、宅地開発等が該当）
工作物の設置	斜面地に設置する面積300㎡以上、又は高さ15m以上の工作物 （太陽光・風力発電施設等が該当） ※斜面地：傾斜度15度を超え、かつ高さ5mを超える斜面を含む土地 傾斜度30度を超える斜面地は、工作物の設置を禁止

##### ②技術基準

- 盛土等及び工作物の設置について斜面の安全に係る技術基準を設定し、許可において審査する。  
※技術基準に定める項目：法面の勾配、小段の間隔・幅、法面の保護、排水施設の構造等

##### ③近隣関係者への事前説明

- 盛土等及び工作物の設置に係る事業計画について、近隣関係者への事前説明を義務付ける。  
※近隣関係者は事業区域及び隣接する土地の所有者、地元自治会等

##### ④中間検査、完了検査の実施

- 中間検査：完了検査で目視確認できない地盤の状態、工作物の基礎等の施工状況を確認する。
- 完了検査：技術基準への適合を検査し、斜面の安全性を確認する。（合格するまで使用を制限）

##### ⑤定期報告

- 施工中：6月毎に施工状況、斜面の安全に係る点検結果の報告を求める。
- 完了後：盛土等は完了後10年、工作物は撤去完了まで、毎年点検結果の報告を求める。

##### ⑥保証金の預託

- 一定の工事を対象に斜面の崩落、工作物の放置など不測の事態に備える保証金の預託を求める。  
※保証金の対象（検討中）：民間工事の残土処分場、工作物（太陽光・風力発電施設等）
- 保証金の額は事業費の5%又は事業区域の面積1ha当たり200万円のいずれか高い額とする。

#### (2) 建設発生土搬出の許可

500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を場外に搬出する場合は知事の許可を必要とする。  
※他県から搬入された発生土は、盛土等の許可制度において管理する。

#### (3) 監視体制、違反行為に対する措置

- 必要に応じて事業者に対して報告・資料提出を求め、立入調査を行う。
- 土砂の不法投棄、無許可による工事等を監視するため巡視員によるパトロールを行う。
- 違反者に対して指導、勧告、公表、命令などの措置及び罰則を規定する。

### 2 「盛土等安全確保アドバイザー」会議

#### (1) 第2回会議の概要

日時：9月9日（木）午前10時～正午 場所：とりぎん文化会館（第2会議室）  
アドバイザー（鳥大、島大の専門家）：榎見吉晴（座長）、中村公一、小野祐輔、酒井哲弥  
※榎見座長以外はWEB参加。

#### (2) 第1回会議の意見への対応方針（案）

	アドバイザーの主な意見	対応方針（案）
1	盛土の安全基準は、盛土の地盤や土質を考慮した検討が必要。	地質ごとに技術基準は定めないが、条件の悪い地質を念頭に基準を検討する。（地すべり地など特殊なものは、別途、技術基準を設定）
2	許可手続きについて、県による設計審査、施工及び維持管理状況の点検などの「仕組みづくり」が必要。	着工前に設計内容を審査し、中間検査、完了検査で施工状況を確認するとともに、事業者に対して維持管理の状況について定期報告を義務付ける。
3	建設発生土について、県外から県内への持ち込みや、県内から県外への持ち出しについても検討が必要。	建設発生土の県内搬入は盛土等の許可、県外搬出は建設発生土搬出の許可により規制する。 土砂の不法投棄を監視するパトロール体制を検討する。

(3) 第2回会議の主な意見

- ・第1回会議の意見への対応については、「第1回会議の意見への対応方針（案）」で了解。
- ・盛土等及び斜面地の工作物の規制対象規模について、抜道ができないように手立てを考えておく必要がある。
- ・盛土等の定期報告の期間について、完成後に何等かの不備があった場合は報告期間を延伸することも必要ではないか。
- ・軟弱地盤や谷埋め盛土などの地山の条件が悪いところは、盛土の高さによらず注意が必要である。

3 今後の予定

令和3年9月中	第3回アドバイザー会議、中間取りまとめ
10月7日	条例骨子案を常任委員会に報告
10月以降	パブリックコメント、条例案の附議
令和4年6月（出水期）	条例の施行